

関原発第379号
2021年9月3日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

大飯発電所第3号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る
使用前確認申請書の記載内容変更について

2021年1月8日付け関原発第523号で申請（2021年4月28日付け関原発第55号、2021年6月29日付け関原発第200号及び2021年8月2日付け関原発第299号で申請書の記載内容変更）しました大飯発電所第3号機特定重大事故等対処施設設置工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

大飯発電所第3号機

使用前確認申請書番号

関原発第523号(2021年1月8日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第55号(2021年4月28日)

関原発第200号(2021年6月29日)

関原発第299号(2021年8月2日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前確認申請書

(変更前)

2021年1月8日付け関原発第523号の申請書記載事項

申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和2年12月22日 原規規発第2012226号

(下線部は変更部分)

2021年8月2日付け関原発第299号の申請書記載事項

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 自 2021年8月 至 2022年12月 場所 大飯発電所
--------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

(下線部は変更部分)

大飯発電所第3号機

発電用原子炉施設に係るもの

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）

原子炉格納施設

（下線部は変更部分）

(変更後)

申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和2年12月22日 原規規発第2012226号 令和3年 8月24日 原規規発第2108243号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 自 2021年 8月 至 2022年12月 場所 大飯発電所 <u>株式会社GSユアサ 京都本社</u> <u>(京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町)</u> <u>理研計器株式会社 開発センター</u> <u>(埼玉県春日部市南栄町)</u> <u>株式会社岡崎製作所 本社工場</u> <u>(兵庫県神戸市西区室谷)</u> <u>ニュークリア・デベロップメント株式会社</u> <u>(茨城県那珂郡東海村舟石川)</u> <u>日本無機株式会社 結城工場</u> <u>(茨城県結城市大字結城作)</u>

(下線部は変更部分)

別紙

大飯発電所第3号機 発電用原子炉施設に係るもの 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るものを除く。) 計測制御系統施設 <u>放射線管理施設</u> 原子炉格納施設 <u>その他発電用原子炉の附属施設</u> <u>非常用電源設備</u> <u>火災防護設備</u> <u>浸水防護施設</u> <u>補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)</u>

(下線部は変更部分)

2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
添付資料－1のとおり
2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
添付資料－2のとおり
2. 4 添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する
説明書
添付資料－3のとおり

変更理由

特定重大事故等対処施設設置工事に係る設計及び工事計画認可申請書（第2回申請）の認可に伴い、次の項目について、設計及び工事計画認可申請書（第2回申請分）の使用前事業者検査の内容を追加するとともに、設計及び工事計画認可申請書（第1回申請分）も含め記載を適正化する。

- ・「申請に係る発電用原子炉施設の概要」
- ・「法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日」の認可年月日及び認可番号
- ・「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の検査場所
- ・「工事の工程に関する説明書」の項目
- ・「工事の工程における放射線管理に関する説明書」の検査場所の区域区分及び管理区域検査場所
- ・「施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書」の機器一覧

<添付資料>

1. 「工事の工程に関する説明書」変更前後比較
2. 「工事の工程における放射線管理に関する説明書」変更前後比較
3. 「施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第299号の申請書記載事項

(添付資料－ 1)

工事の工程に関する説明書

項目	年月			2020年												2021年												2022年											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月												
発電用原子炉施設に係るもの 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。） [] 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。） [] 原子炉格納施設 []	工事期間																																						
	← 使用前事業者検査（表1） →																																						
	← 使用前事業者検査（表3-1） →																																						
	← 使用前事業者検査（表7） →																																						
	← 使用前事業者検査（表9） →																																						

(変更前)

2021年1月8日付け関原発第523号の申請書記載事項

(添付資料－ 2)

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

- a. 管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。
- b. 検査予定場所の表面汚染密度は低く保たれており、特別な管理は必要ない。

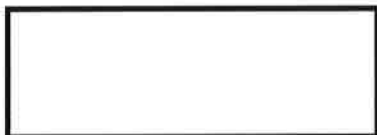
(2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

(3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分



(1) 汚染区分

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

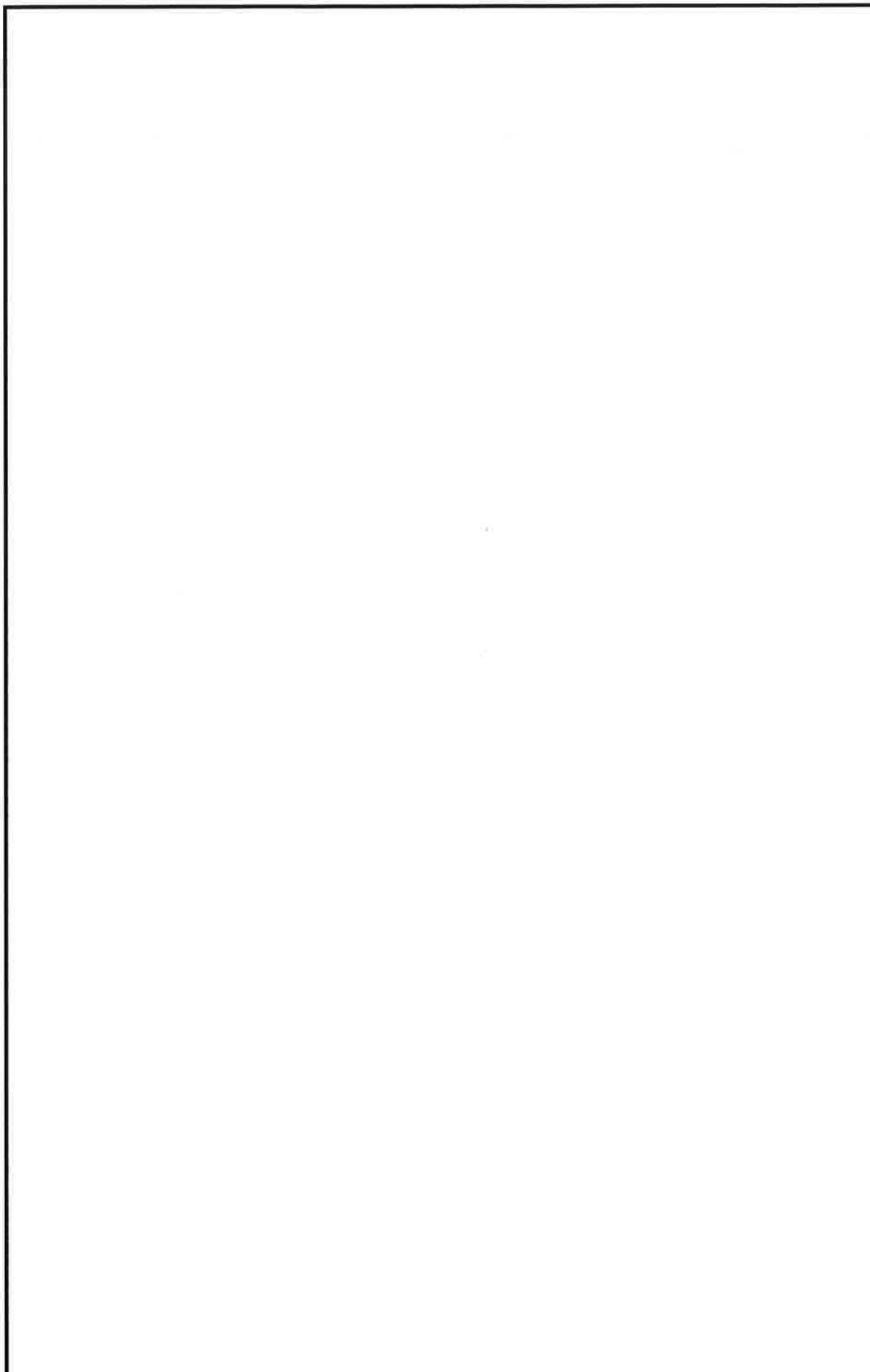
(2) 線量当量率区分

- 1区域 0.1 mSv/h 以下の区域
- 2区域 0.1 mSv/h を超え、1 mSv/h 以下の区域
- 3区域 1 mSv/h を超えるおそれのある区域

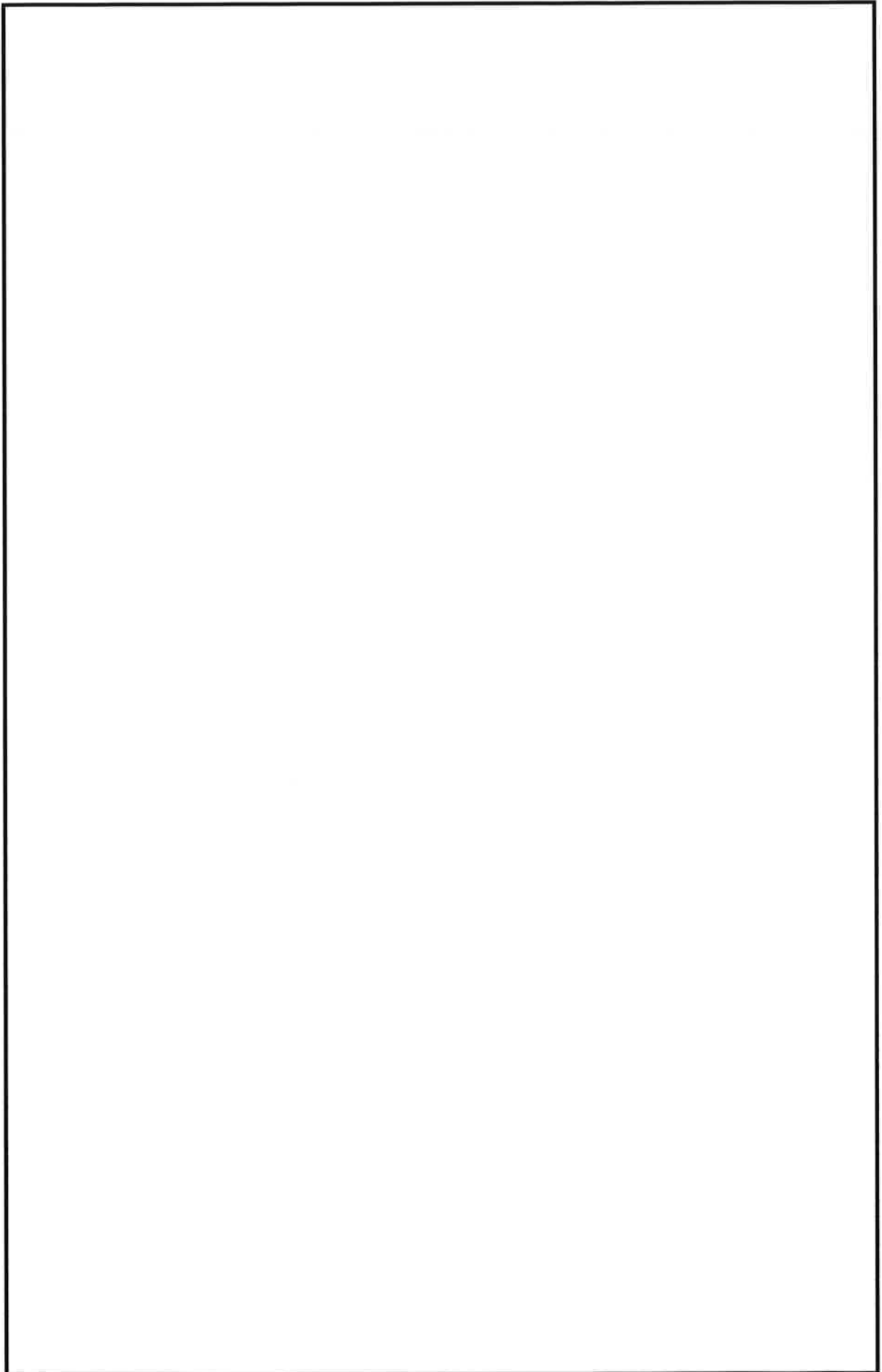
3. 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図



管理区域検査場所図



(変更後)

(添付資料-2)

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

- a. 管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。
- b. 検査予定場所の表面汚染密度は低く保たれており、特別な管理は必要ない。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

(3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分



(1) 汚染区分

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

C区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度の10倍を超えるおそれのない区域

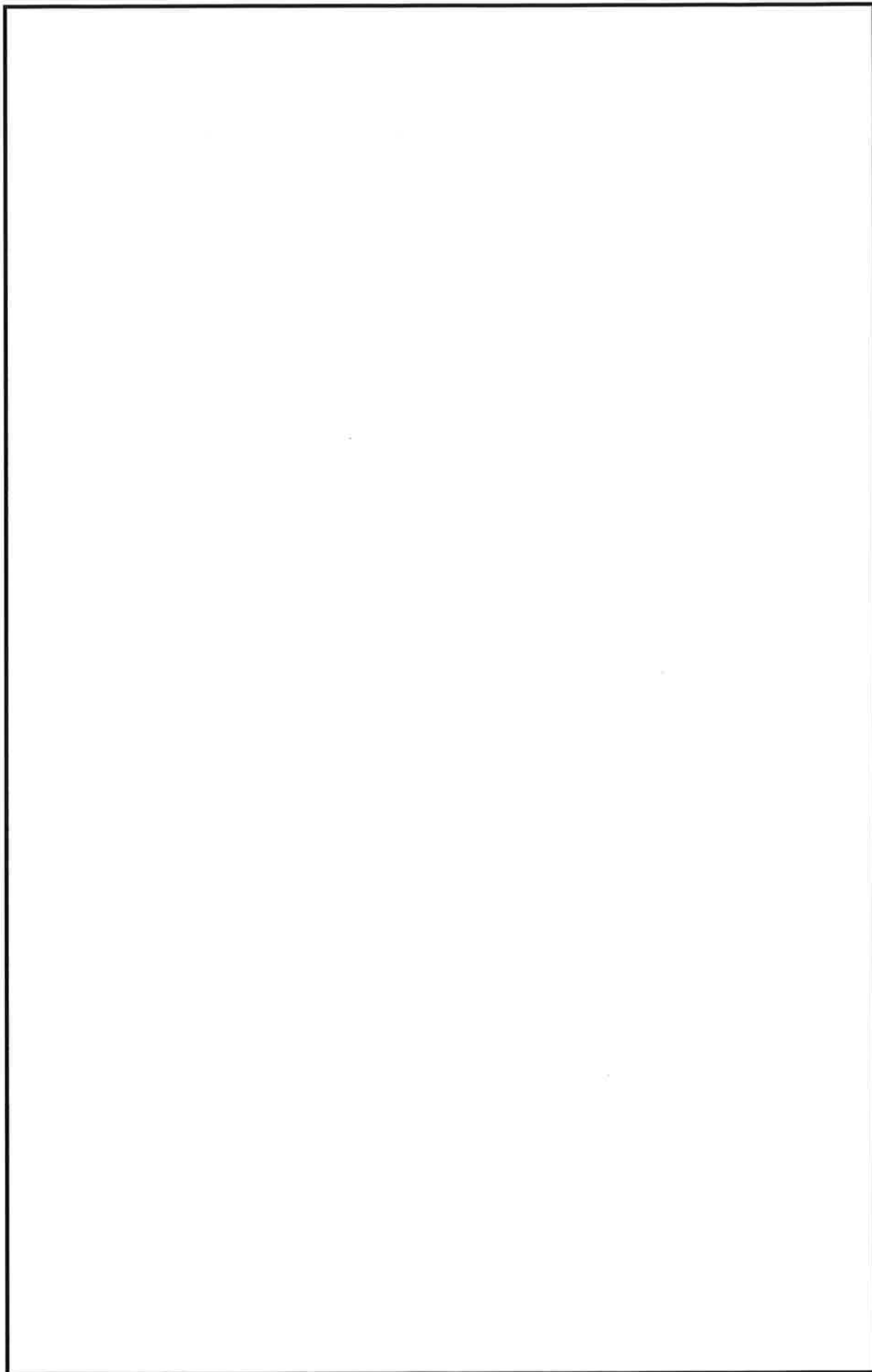
(2) 線量当量率区分

- 1区域 0.1 mSv/h 以下の区域
- 2区域 0.1 mSv/h を超え、1 mSv/h 以下の区域
- 3区域 1 mSv/h を超えるおそれのある区域

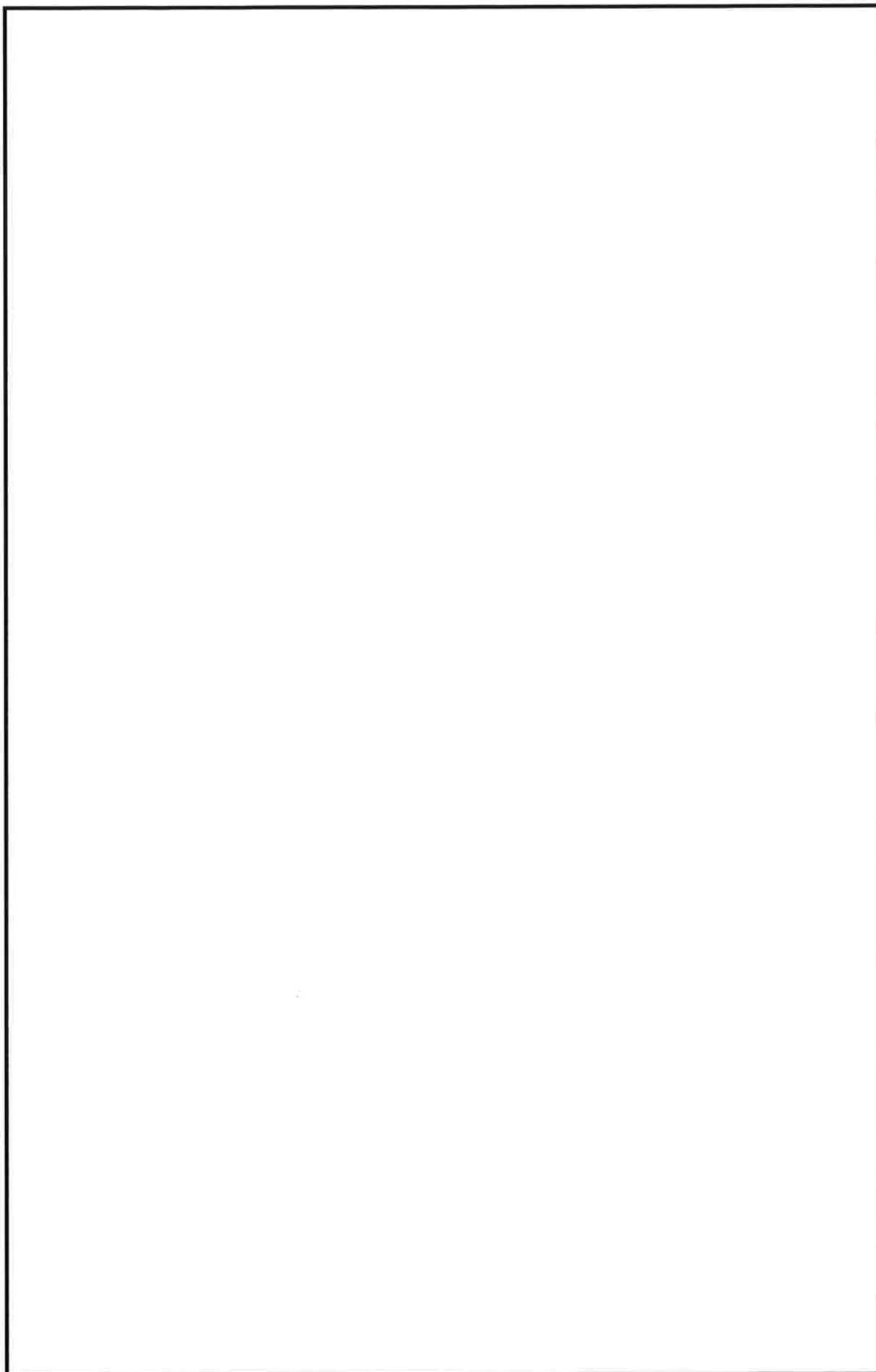
3. 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図



管理区域検査場所図



(変更前)

2021年1月8日付け関原発第523号の申請書記載事項

(添付資料－ 3)

施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

別紙－ 1

グレード区分 Aクラス又はBクラス、及びS A常設の機器一覧

発電用原子炉施設の種類	機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

--	--

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類	機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

--	--

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類	機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類	機器の名称

(変更後)

(添付資料-3)

施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

別紙-1

グレード区分 Aクラス又はBクラス、及びS A常設の機器一覧

発電用原子炉施設の種類	機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類	機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類	機器の名称

発電用原子炉施設の種類	機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称

発電用原子炉施設の種類	機器の名称

発電用原子炉施設の種類

機器の名称